

## 後発医薬品（ジェネリック）の使用促進及び

### 一般名処方・長期処方・リフィル処方箋に係る事項

当院では、厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・安定供給等、一定の条件を満たし有効かつ安全な製品を採用しております。

また、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の有効成分をもとにした一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様に必要な医薬品が提供できるよう努めています。

そして患者さんの状態に応じ、医師の判断のもと 28 日以上の長期処方を行うこと又はリフィル処方箋を発行する場合がございます。

上記についてご不明な点がございましたら、当院職員までご相談ください。